

平成 30 年 7 月豪雨災害に関する緊急要請

平成 30 年 7 月 25 日

全	国	市	長	会
東	海	市	長	会
近	畿	市	長	会
中	国	市	長	会
四	国	市	長	会
九	州	市	長	会

平成 30 年7月豪雨災害に関する緊急要請

平成 30 年 7 月の記録的な豪雨により、西日本を中心に、200 名を超える多くの尊い人命が失われるとともに、河川の氾濫や土砂災害による住宅・建物の浸水・倒壊、農地の冠水など、広範囲にわたり甚大な被害が生じているほか、上下水道や道路・橋梁、鉄道などの生活関連インフラや交通の寸断、さらに農林水産業や商工業への被害も深刻で住民生活や経済活動に大きな打撃を与えている。

被災地では、人命救助を最優先に、被災地の復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるが、このような深刻な事態に対応するためには、国の迅速かつ丁寧な支援が不可欠である。

また、激甚化している気象災害に対し、既存の河川管理施設などにより、市民の生命・財産をいかに守っていくのか、全国の都市自治体にとっても非常に重要な課題となっている。

よって、国においては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組を強化し、被災地が地域の実情に応じた各種の取組を早急に進められるよう支援を強化するとともに、激甚化している気象災害に対し効果的な対策を講じられるよう、下記事項について、既存の制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講ずるよう強く要請する。

なお、本要請は、被災都市自治体からの要望を現時点で急ぎ取りまとめたものである。

記

1. 被災地の河川・ため池等の応急復旧の実施と地域住民の安全対策の強化

- (1) 台風やゲリラ豪雨が多く発生する季節を迎え、被災した河川管理施設や急傾斜地、ため池などの応急復旧事業を直ちに実施するとともに、被害を受けていない箇所についても緊急に点検し補修等必要な措置を講じること。
- (2) 治水等の能力が著しく低下している現況から、地方公共団体との連携・協力体制を強化することにより、地域住民の安全の確保とその不安解消を図ること。

2. 河川管理、土砂災害対策等強化のための予算確保

- (1) 全国の河川関係施設や土砂災害防止施設、ため池などの総点検を早期に実施するとともに、施設の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。また、排水機場の増強、排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

3. 被災地の生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

- (1) 上下水道、道路、橋梁、し尿処理施設等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政支援を含め特段の措置を講じること。特に緊急時に重要な役割を果たす高速道路について早期の全面復旧を図ること。
- (2) 土砂流入等の被害を受けた鉄道は、地域住民の貴重な交通手段であるとともに、重要な産業・観光経路であることから、早期に全線復旧できるよう、鉄道事業者に対する特段の配慮をすること。

4. 被災地の災害廃棄物等の処理支援

- (1) 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算の確保と早期採択を行うとともに、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等についての支援を行うこと。

- (2) 災害に伴い発生した流木などの漂流・漂着物や河川、海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

5. 被災者のための生活再建支援策の充実

- (1) 被災者が少しでも快適に過ごせるよう避難所の環境整備等をさらに進めるとともに、被災者の住宅の確保について特段の配慮を行うこと。
また、被災者が早期に住宅等を再建できるよう既存の各種の規制緩和や手続きの簡素化策など積極的に講じること。
- (2) 災害援護資金貸付金等の支援を拡充するなど、必要となる各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、適用範囲等については地域間で格差が生じないよう弾力的に運用すること。また、災害援護資金貸付金制度について、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

6. 商工業、農林水産業や観光業への支援の充実

- (1) 商工業の事業再開のための生産施設・機械の復旧等への支援や税制上の負担軽減措置等の支援を行うとともに、被災した事業主が雇用を維持できるよう「雇用調整助成金」制度について、熊本地震と同様に、助成率の引き上げを行うなどの特例措置を講じること。
- (2) 農林業生産にかかる事業経営再開のため、生産施設・機械・加工施設等の復旧等の支援や農業共済金の早期支払いなどの必要な支援、措置を講じるとともに、被災農業者向け経営体育成支援事業等の事業適用と当該事業の補助率のかさ上げを行い、被災者負担をさらに軽減するよう特段の措置を講じること。
- (3) 旅館、ホテル及び観光施設は、豪雨による損害に加え、夏休み期間中の予約キャンセルが相次いでいる状況にあることから、風評被害防止のための国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、都市自治体が行う観光需要回復に向けた「割引付旅行プラン助成制度」などの観光振興策について支援を行うこと。

7. 被災自治体の早期復旧・復興にむけた人材確保等対策の充実

- (1) 人命救助活動及び迅速な応急復旧のために必要な専門的人材の確保等の対策を引き続き講じること。
- (2) 今後必要となる中長期にわたる技術職員等の専門的人材については、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨の被災地に地方公共団体職員が派遣されており、大幅な人材不足が予測されるため、技術職員確保のための対策を強化するとともに事務手続きの簡素化などの事務負担軽減、国と地方公共団体の役割分担など総合的な対策を早急に講じること。

8. 被災自治体の災害復旧事業等の採択要件緩和等

- (1) 災害復旧事業実施にあたっては、安全性や防災力の強化に資するような災害復旧事業が実施できるよう、採択要件を緩和するなど補助対象を拡大すること。
- (2) 災害復旧事業実施にあたっては、国の直轄事業の範囲の拡大や事業の代行などによる事業の促進措置を講じること。

9. 被災自治体への財政支援の強化・充実

被災地方公共団体において生じる応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る経費については、被災地方公共団体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国において、国庫補助負担金や地方財政措置等により必要かつ十分な財政支援策を強化・充実させること。

平成 30 年 7 月 25 日

全国市長会会長 相馬市長 立谷秀清

東海市長会会長 一宮市長 中野正康

近畿市長会会長 芦屋市長 山中 健

中国市長会会長 倉吉市長 石田耕太郎

四国市長会会長 高松市長 大西秀人

九州市長会会長 鹿児島市長 森 博幸